

8. 防災指針

8.1 防災指針とは

(1) 防災指針の法的な位置づけ

令和2（2020）年6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む。以下同様）からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが位置付けられています。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、主に誘導区域内を対象に災害リスクを踏まえた課題を抽出し、課題解決に向けた取組方針を定めるとともに、具体的な取組を位置付けます。

具体的な取組には、令和7（2025）年6月に策定した『佐野市流域治水取組方針※』と連携した水災害対策に見直しを行います。

なお、今回の改定に際して立地適正化計画本編と防災指針を合冊とする。

※近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化する被害を踏まえ、あらゆる関係者が協働し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域全体で河川整備や雨水流出抑制対策を行う『流域治水』の考え方のもと、「氾濫を防ぐ・減らす」「被害対象を減少させる」「被害の軽減、早期復旧・復興」を3つの柱とし、地域の特性に応じたハード・ソフト両事業により、総合的かつ多層的に『流域治水』を推進するための取組方針

○防災指針の概要

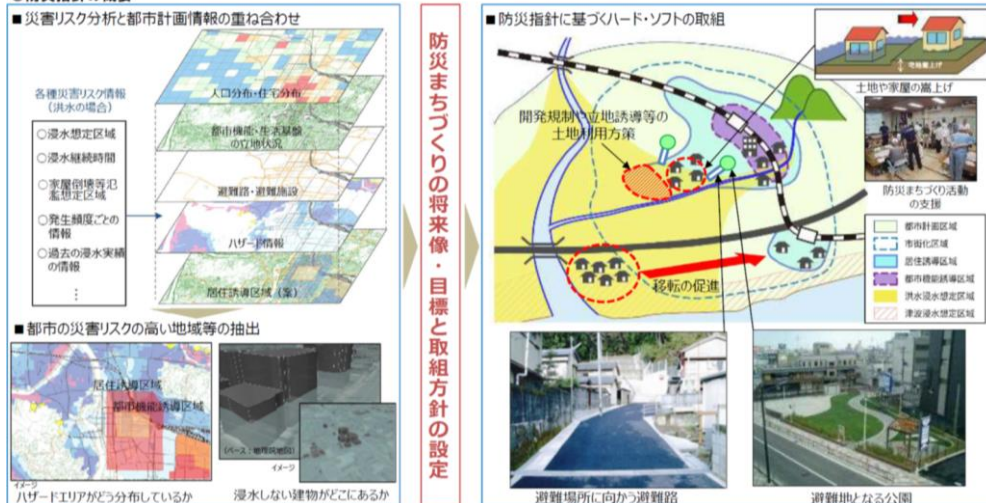


図 8-1 防災指針の概要

出典：国土交通省都市局 水災害対策とまちづくりの連携 令和2年9月16日

(2) 防災指針の検討項目

防災指針では、洪水、土砂災害、地震等の災害要因毎に検討を行うとともに、これらの災害を統合的に検討します。

(3) 防災指針の検討手順

防災指針は、以下の手順を踏まえて策定します。

- 立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

8.2 対象とする災害リスク

(1) 防災指針で分析対象とする災害リスク

防災指針の策定にあたり、災害リスクの分析を行う災害は次のとおりです。

表 8-1 防災指針で分析対象とする災害リスク

災害	災害ハザードデータ		根拠法令
(1) 洪水	洪水浸水想定区域	想定最大規模	水防法
		浸水継続時間	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食、氾濫流)		
(2) 土砂災害	土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律
(3) 地震	地震被害想定(震度分布)		－

※津波被害(津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域)については、本市において指定区域がないため、検討の対象外とします。

(2) 誘導区域設定におけるハザードエリアの取扱い

本計画の誘導区域設定におけるハザードエリアの取扱いは次のとおりです。本市では既に市街地が形成されている地域にも洪水浸水想定区域等が広がっていることから、この範囲をすべて居住誘導区域から除外することは困難となります。そのため、防災指針においては、居住誘導区域内の災害リスクに対して、できる限り回避あるいは低減させるための必要な防災・減災対策を位置付け、計画的に実施していくことが求められます。

表 8-2 佐野市立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱い

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	本市の立地適正化計画での取扱い
居住誘導区域に含まない こととすべき (レッドゾーン)	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含まない
原則として居住誘導区域に 含まないこととすべき (イエローゾーン)	土砂災害警戒区域	居住誘導区域に含まない
	洪水浸水想定区域	原則として、浸水深 3.0m 以上は 居住誘導区域に含まない
記載なし	家屋倒壊等氾濫想定区域	居住誘導区域に含まない

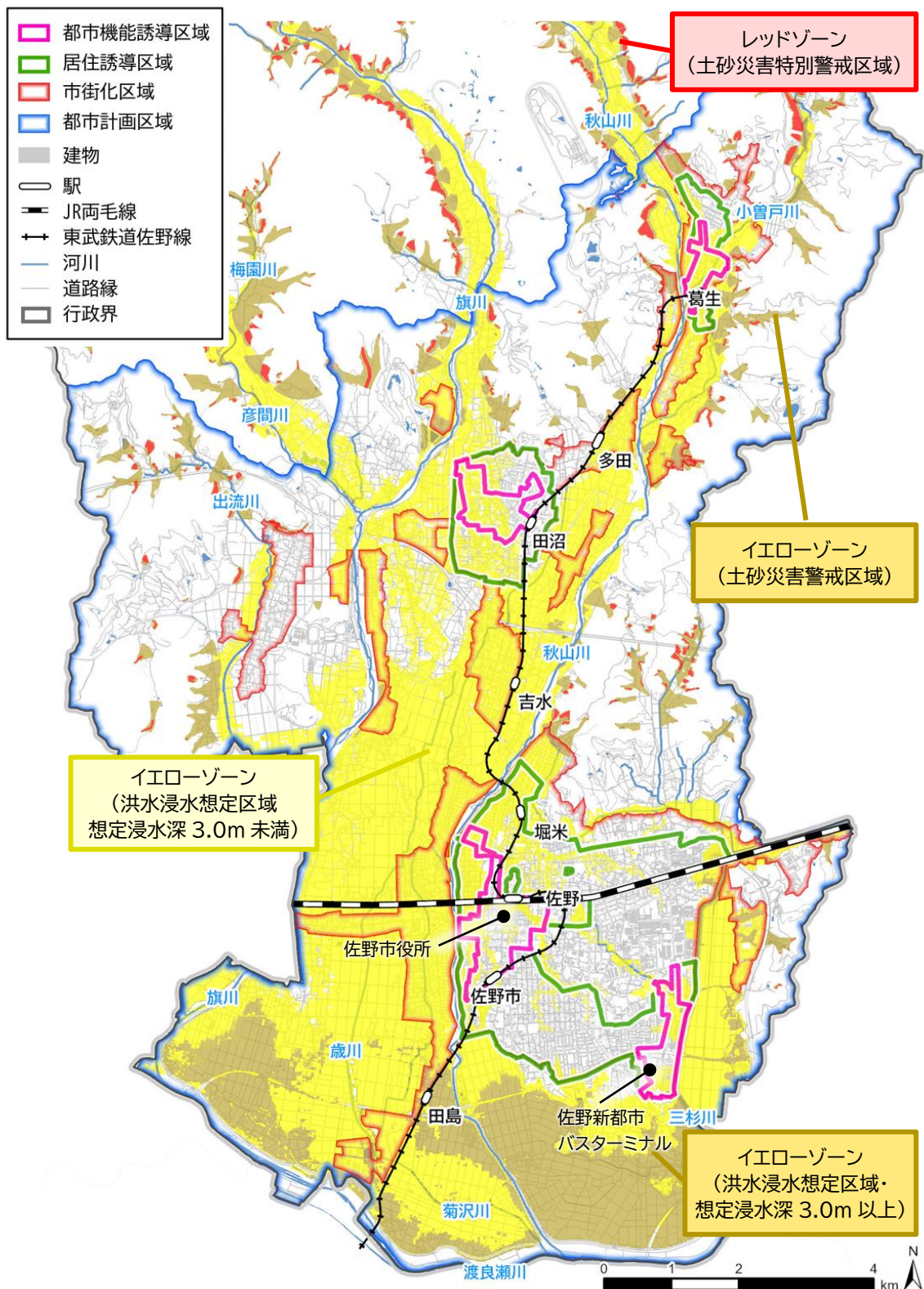


図 8-2 本市における災害レッドゾーン、イエローゾーンと誘導区域

8.3 災害リスクの分析

災害情報の分析の調査項目は次の通りです。

表 8-3 調査項目（災害情報の分析）

No.	項目	出典
1	洪水浸水想定区域（L1・L2）	○国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所公表の洪水浸水想定区域図 ○栃木県公表の洪水浸水想定区域図 ○栃木県公表の浸水リスク想定図
2	浸水継続時間	○国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所公表の洪水浸水想定区域図 ○栃木県公表の洪水浸水想定区域図
3	家屋倒壊等氾濫想定区域	○国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所公表の洪水浸水想定区域図 ○栃木県公表の洪水浸水想定区域図
4	令和元年東日本台風被害	○佐野市庁内資料
5	内水ハザードマップ	○佐野市庁内資料
6	土砂災害（特別）警戒区域	○栃木県公表の土砂災害（特別）警戒区域
7	地震震度分布	○令和4年度佐野市防災アセスメント調査報告書 地震被害想定調査

※洪水浸水想定区域は河川の氾濫により、建物等の浸水が想定される区域です。L1 とは、計画規模（100 年に 1 回の確率で降る雨等）による洪水浸水想定区域を指します。L2 とは、想定最大規模（1,000 年に 1 回の確率で降る雨）による洪水浸水想定区域を指します。防災指針では、主に L2 のリスク分析を行います。L1 については、参考として資料編に掲載しています。

※防災指針策定時から、浸水想定区域の更新・追加はありませんでした。

1) 洪水浸水想定区域 (L2)

洪水浸水想定区域は河川の氾濫により、建物等の浸水が想定される区域です。

市内を南北に流れる秋山川や旗川のほか、南部を流れる渡良瀬川等による浸水被害が想定され、居住誘導区域においても浸水のおそれがあります。

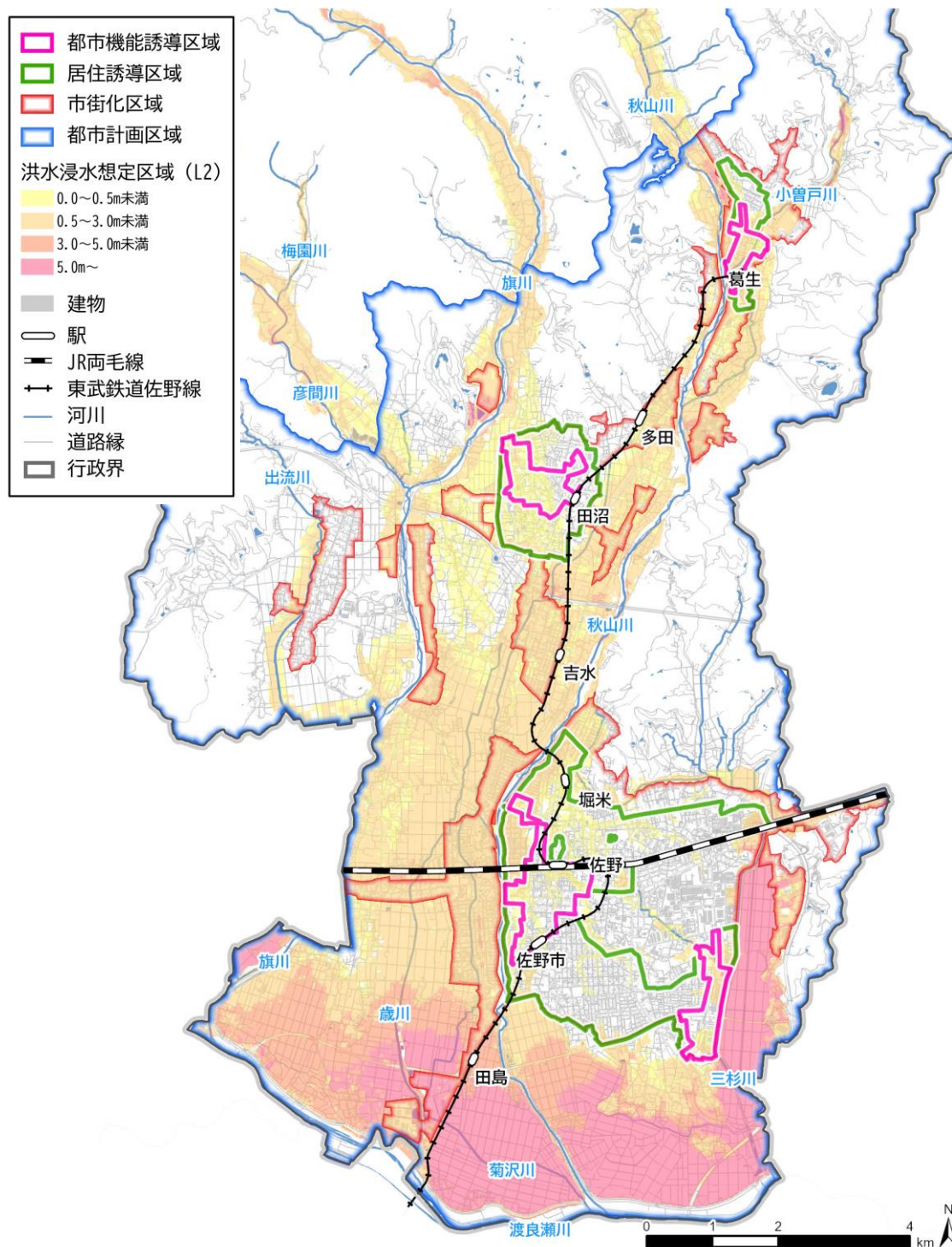


図 8-3 洪水浸水想定区域 (L2)

※重ね合わせ図、複数河川の洪水浸水想定区域が重なる場合は浸水深が大きいものを採用しています。

2) 浸水継続時間

想定最大規模の降雨によって浸水深が 50cm 以上になってから最終的に 50cm を下回るまでの時間を示したものです。なお、50cm は屋外への避難が困難となり、孤立する可能性のある浸水深です。

居住誘導区域においても 12 時間以上の浸水継続のおそれがあります。

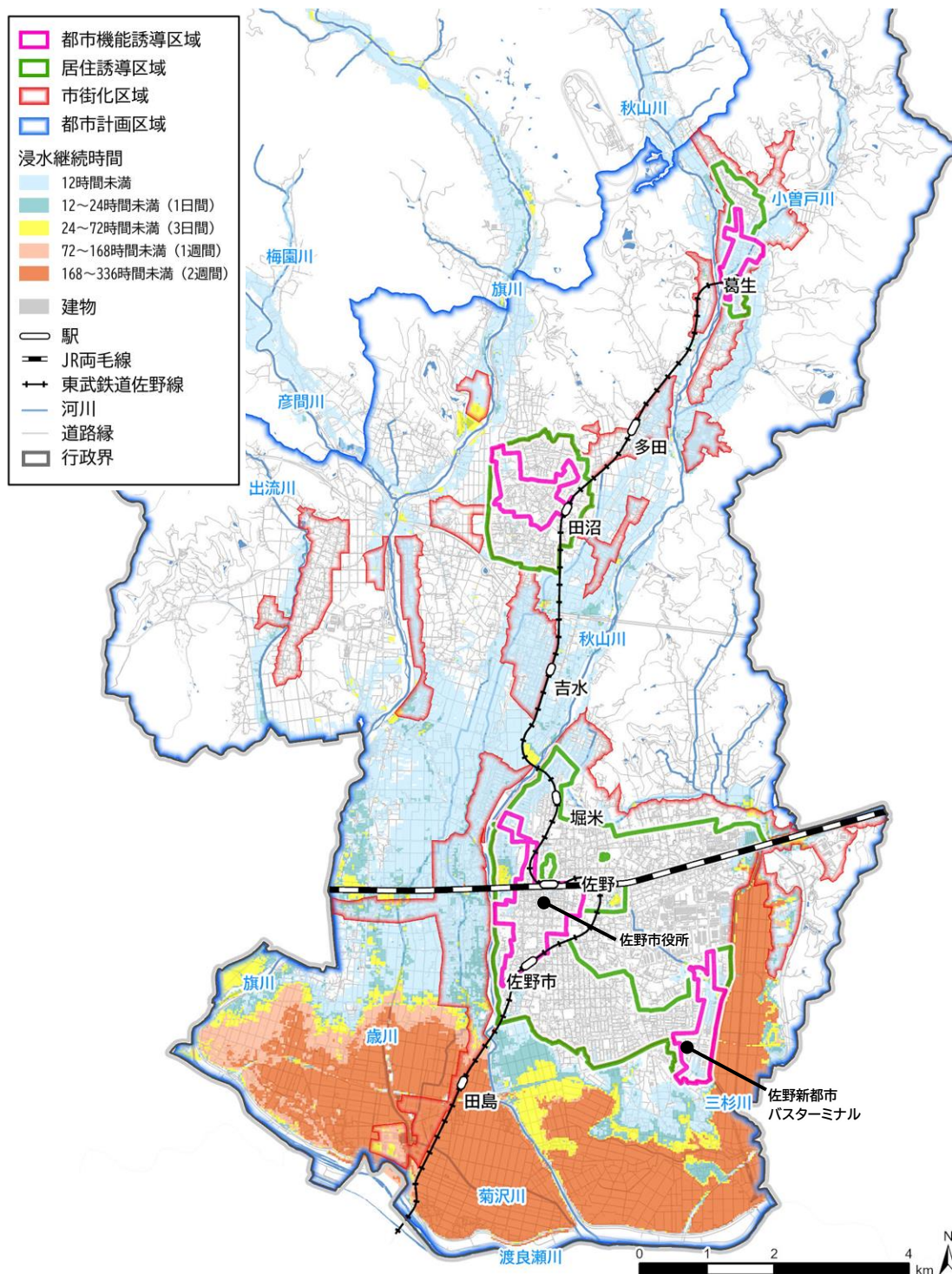


図 8-4 浸水継続時間

※重ね合わせ図、複数河川の洪水浸水想定区域が重なる場合は浸水継続時間が長いものを採用しています。

3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）

家屋倒壊等氾濫想定区域は河岸浸食と氾濫流の2種類に分けられます。

河岸浸食とは、川の流れる勢いにより護岸や地面等が削り取られることで、家屋がどのような造りであるかは関係なく壊れる危険性がある範囲を示しています。

氾濫流とは、想定最大規模の降雨が発生し、堤防が決壊した場合に、流れ出た水の勢いで現行の建築基準法に適合する建築物の倒壊、流出等の危険性が高い区域を示すものです。

家屋倒壊等氾濫想定区域では、家屋倒壊の危険性があるため、垂直避難が困難です。

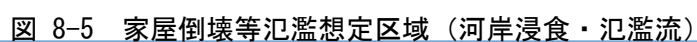
なお、佐野市立地適正化計画では、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)は居住誘導区域に含めないこととしています。

表 8-4 家屋倒壊等氾濫想定区域の概要

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食） 強い河川の流れにより河岸が浸食され、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域	イメージ  河岸浸食 L=200m
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 河川が氾濫した際に、木造家屋が倒壊・流出するおそれがある区域	イメージ  流失家屋の位置

出典：国土交通省「家屋倒壊等氾濫想定区域図について」を元に作成

なお、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）は、居住誘導区域から除外しています。



4) 令和元年東日本台風被害

令和元年東日本台風により生じた浸水被害の実績を整理します。

市南西部の広範囲で、浸水被害が発生しました。浸水実績箇所の大半は居住誘導区域外ですが、秋山川や小曾戸川周辺等では、居住誘導区域でも浸水被害が生じました。

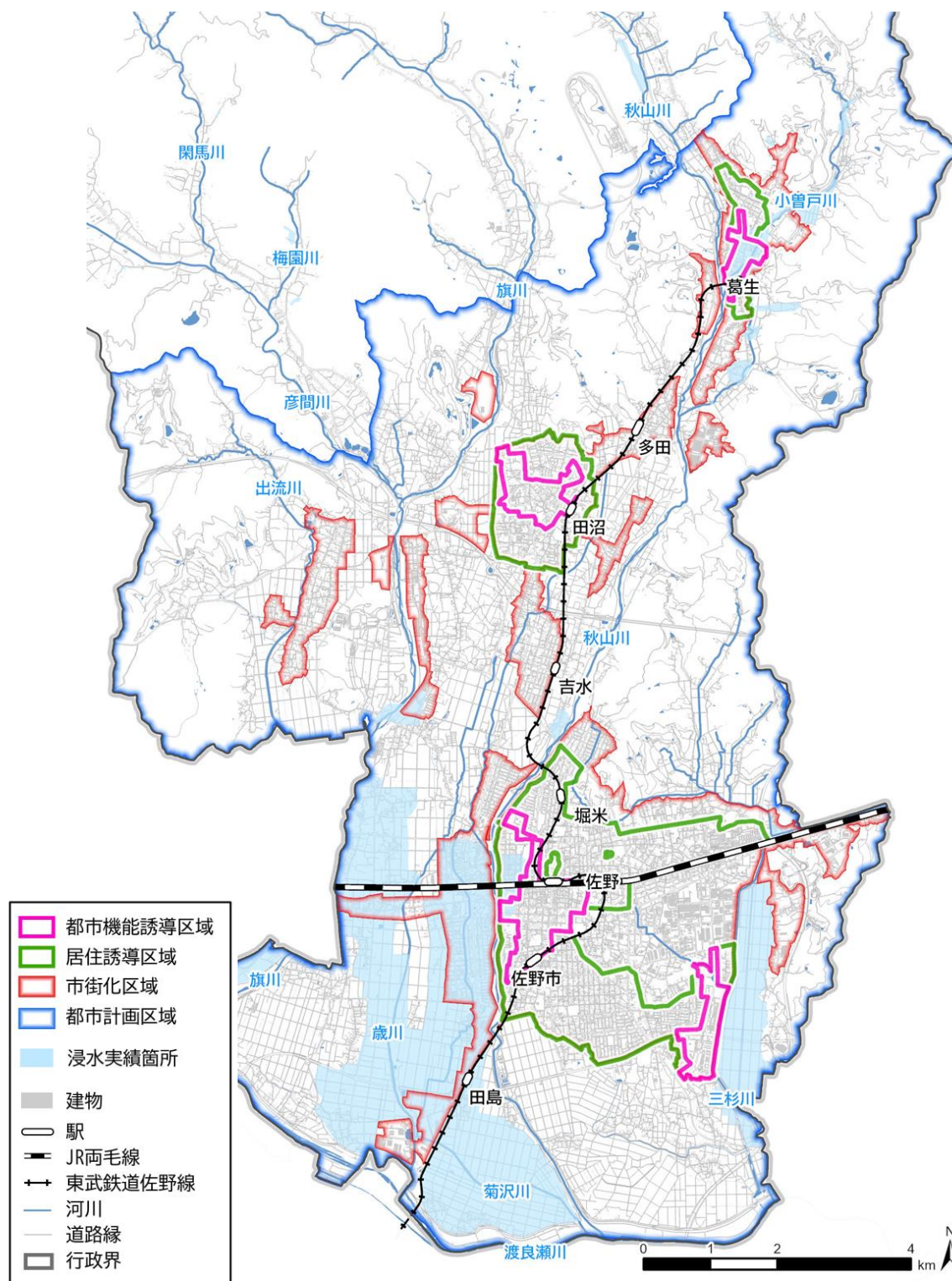


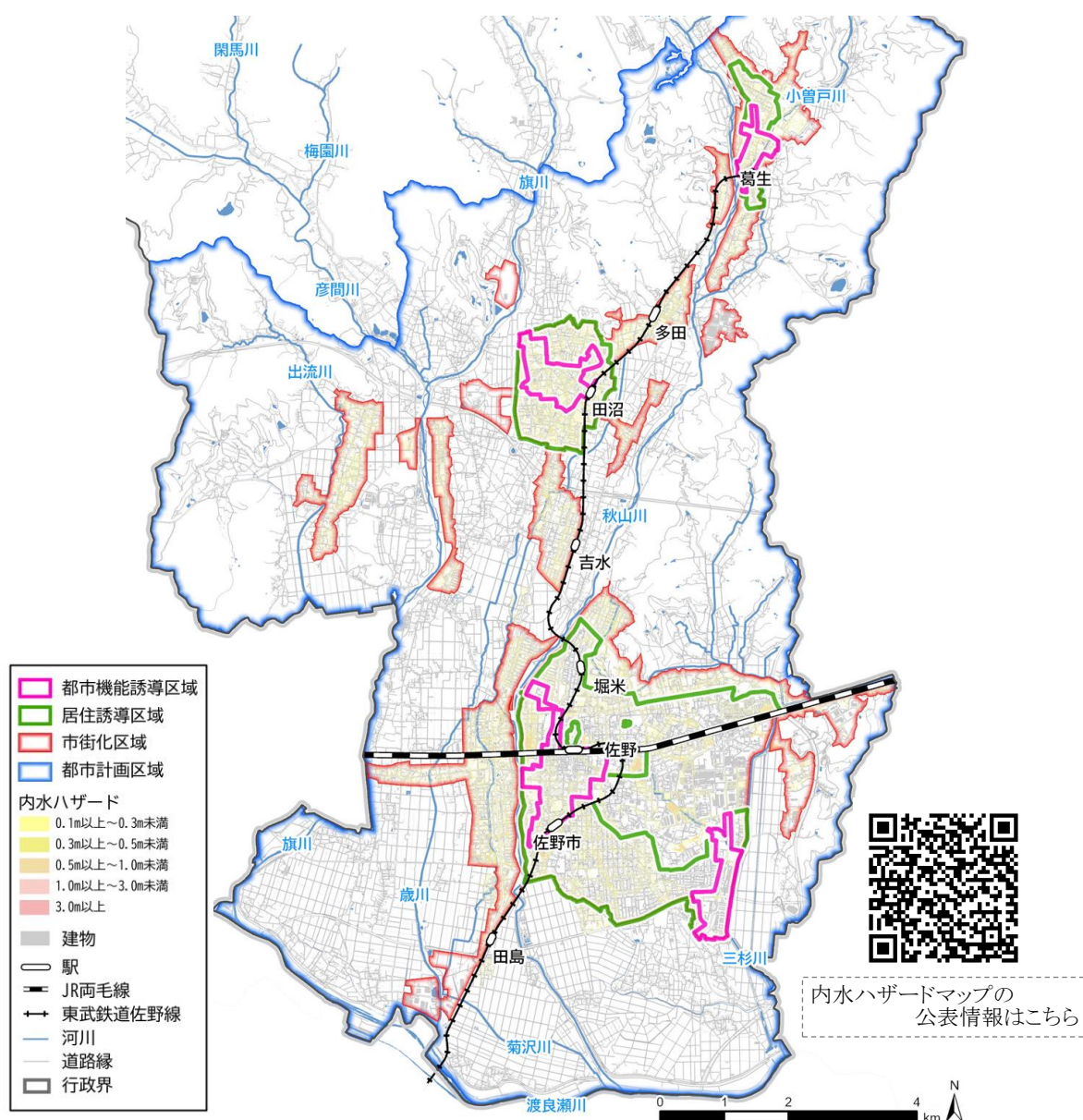
図 8-6 令和元年東日本台風被害

5) 内水ハザードマップ

内水ハザードマップは、内水氾濫時（水路や下水道の排水能力を上回る大雨が降った場合）における浸水想定区域（浸水が広がる区域）や、過去の浸水した場所と、避難場所や避難時の危険箇所、関連する防災施設等を示したものです。浸水想定区域は、想定される最大の降雨量である 1 時間あたり 153mm の降雨が降った場合に浸水が広がる区域と浸水深を示しています。

本市では、市街化区域内でも内水による浸水が想定される区域がありますが、そのほとんどは浸水深 1m 以下となっています。

内水ハザードに関する対策としては、「佐野市流域治水取組方針」に基づき、ハード・ソフトが一体となった内水対策を推進し、安全で持続可能な都市構造の構築を図ります。



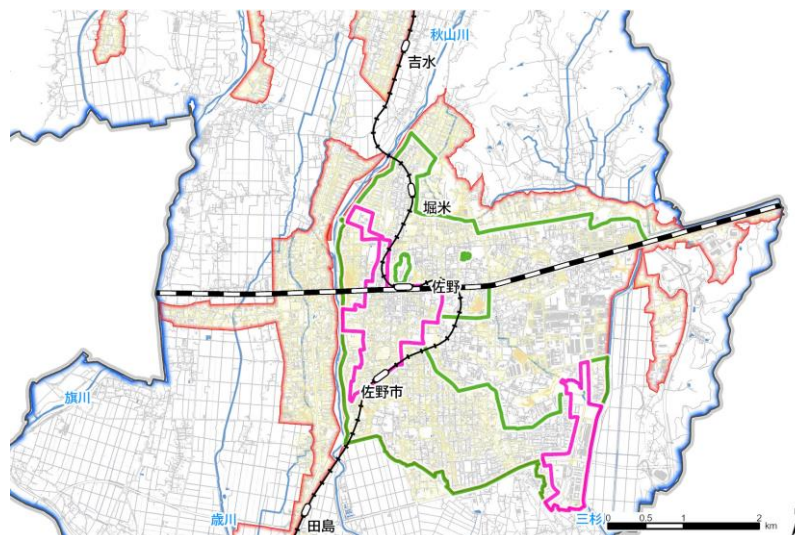
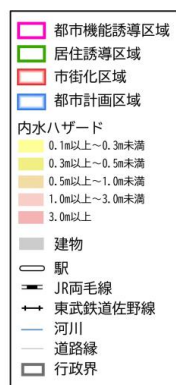


図 8-8 内水ハザードマップ（佐野エリア）

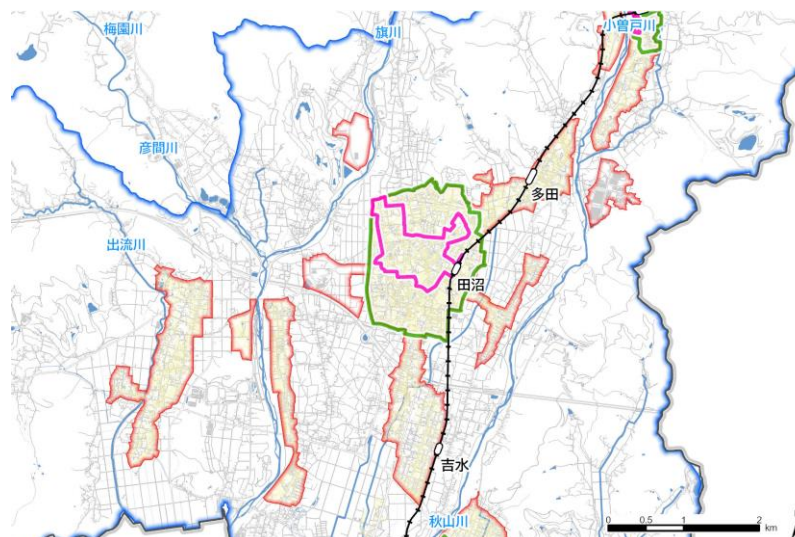
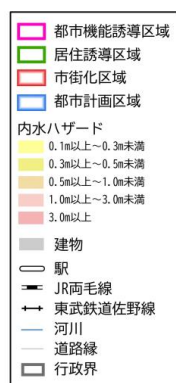


図 8-9 内水ハザードマップ（田沼エリア）

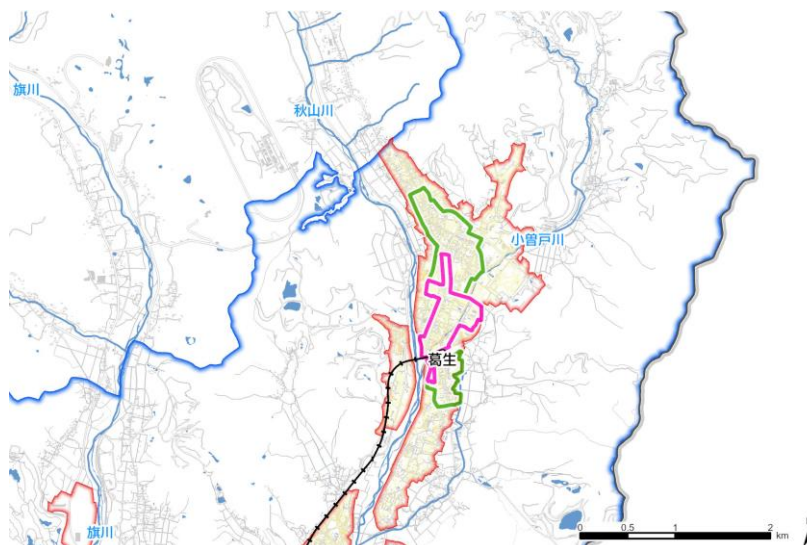
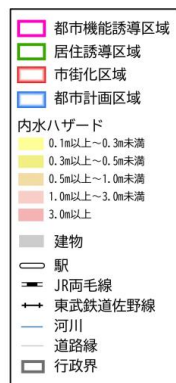


図 8-10 内水ハザードマップ（葛生エリア）

6) 土砂災害（特別）警戒区域

本計画では、土砂災害（特別）警戒区域は居住誘導区域に含めないこととしています。

都市計画区域内の北部では、市街化調整区域に数多くの土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が存在します。

なお、市内では土砂災害警戒区域は計 951 箇所（急傾斜：519 箇所、地滑り：3 箇所、土石流：429 箇所）、土砂災害特別警戒区域は計 869 箇所（急傾斜：517 箇所、地滑り：0 箇所、土石流：352 箇所）指定されています。

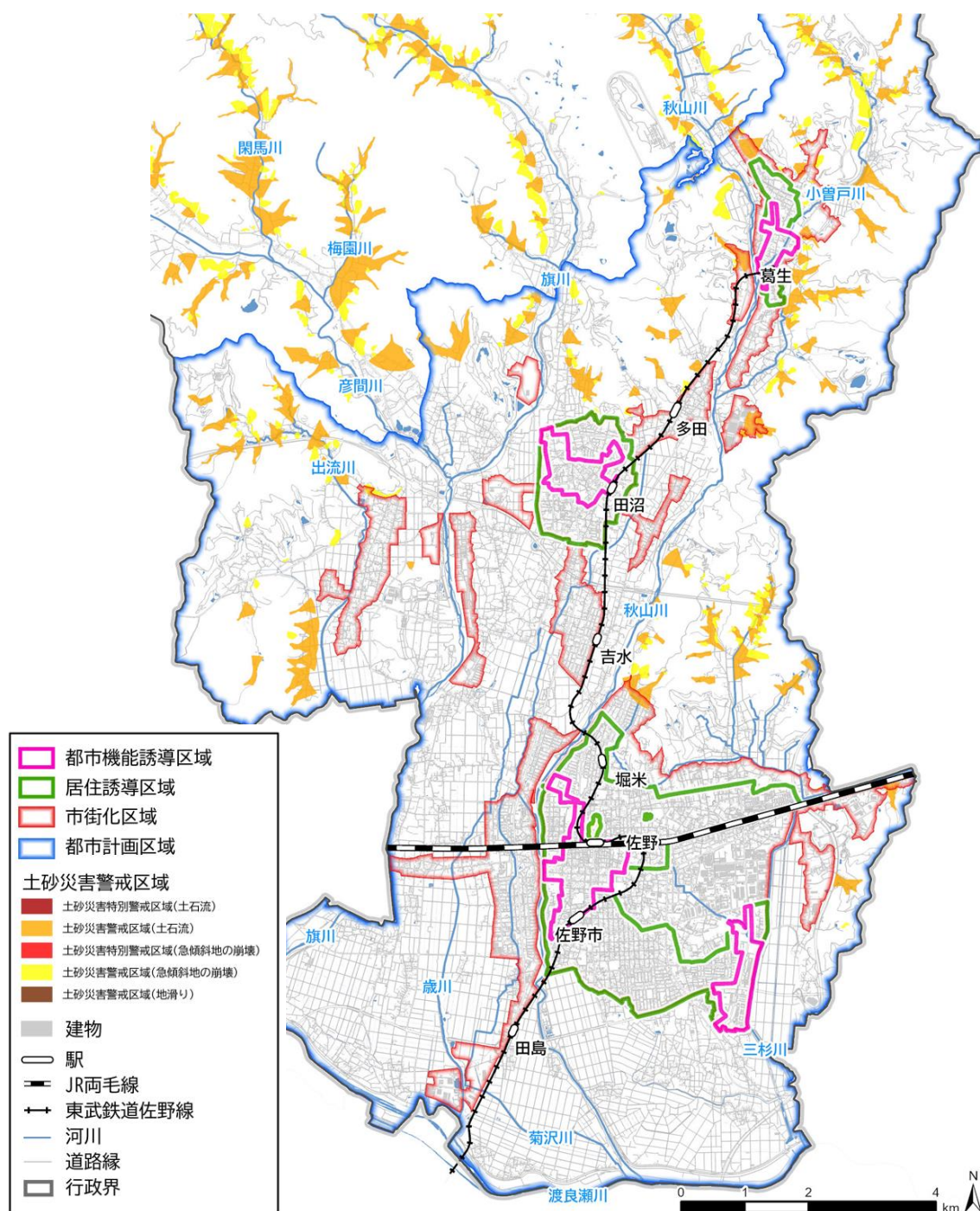


図 8-11 土砂災害（特別）警戒区域

7) 地震震度分布

佐野市直下の地震発生を仮定した場合、市全域で建物の倒壊や火災が多数発生し、密集市街地等では火災が広がることが考えられます。

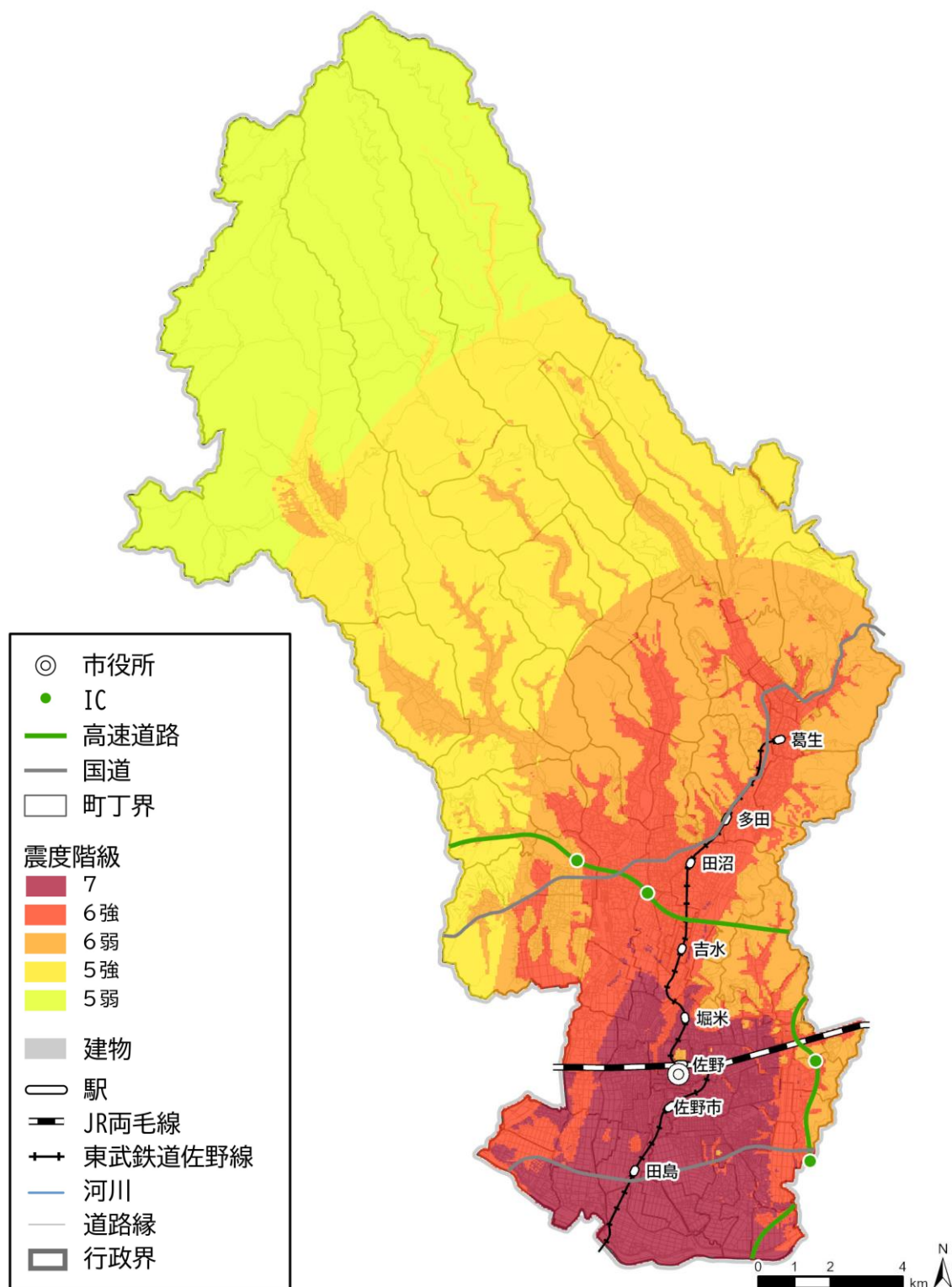


図 8-12 佐野市直下地震（M6.9）の震度分布図

出典：令和4年度佐野市防災アセスメント調査（地震被害想定編の佐野市直下地震）

8) 震度分布×大規模盛土造成地

佐野市直下の地震発生を仮定した場合の大規模盛土造成地では、造成地の老朽化や崩壊リスク、周辺の道路や施設、建物への被害が考えられます。

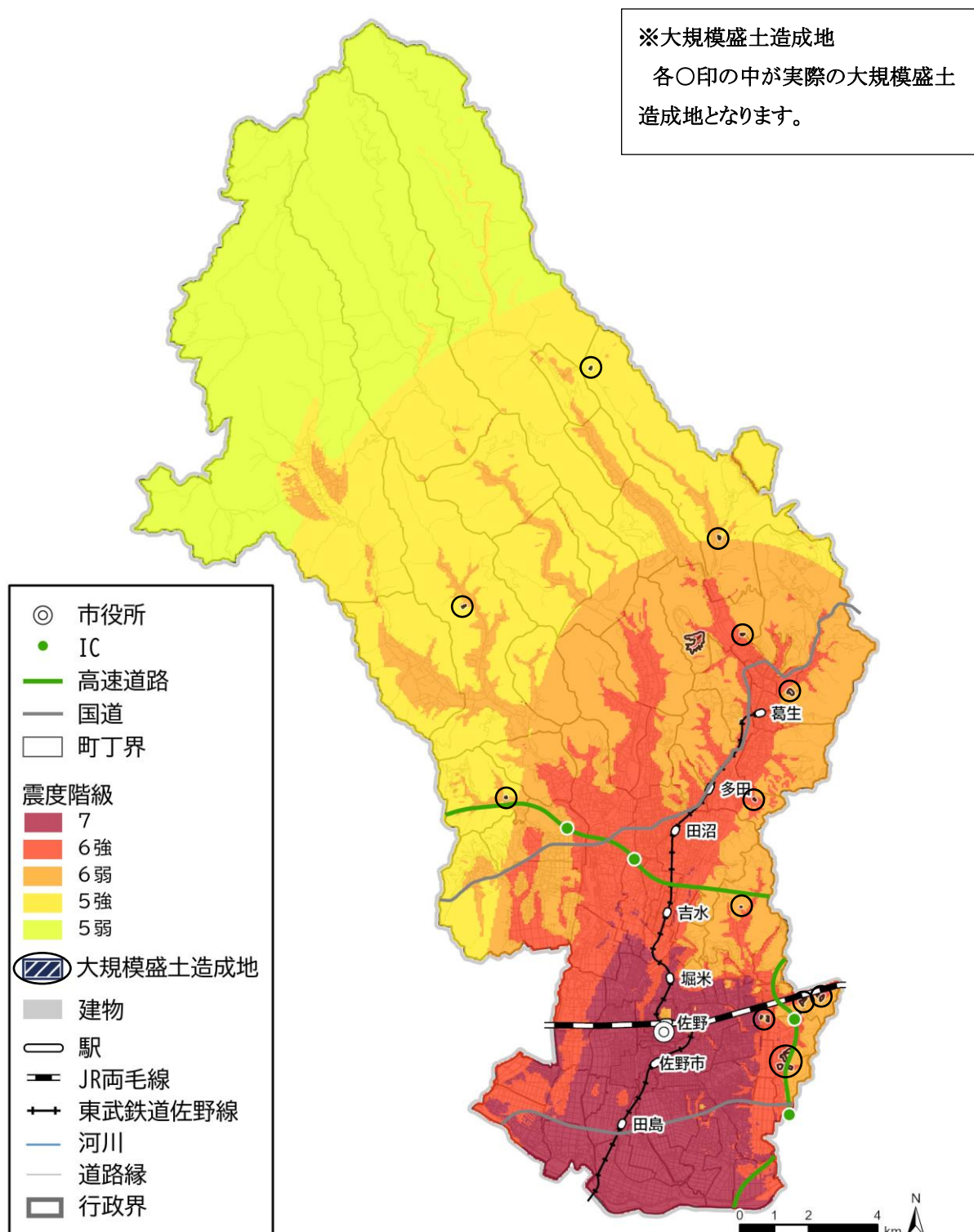


図 8-13 佐野市直下地震（M6.9）の震度分布図×大規模盛土造成地

出典：令和4年度佐野市防災アセスメント調査（地震被害想定編の佐野市直下地震）

8.4 地区別（居住誘導区域別）の防災上の課題の整理

災害リスクの分析を踏まえ、居住誘導区域等の災害リスクの高い地域の課題を次の通り整理しました。なお、以下では洪水浸水想定区域はL2（想定最大規模）の区域を指すものとします。

(1) 佐野エリア・佐野新都市エリア

居住誘導区域内外のリスクのある区域及び周辺について、災害リスクから見た問題と課題を下記のように整理しました。

表 8-5 居住誘導区域内外の災害リスクと課題

区域	災害リスク	問題	課題
西部 （秋山川左岸の堀米町・天神町・朝日町・大蔵町・天明町等）	・ 3.0 m 未満の浸水想定 ・ 1 週間未満の浸水継続	・ 建物が多く、人口密度も 30～60 人/ha 以上に達するが、1 階建ての建物が一定数立地しており、垂直避難に困難が生じるおそれ ・ 佐野厚生総合病院等の有床の医療機関を含む要配慮者利用施設や無床の医療機関、商業施設が立地しており、洪水発生時に機能障害やアクセスが困難になるおそれ	①洪水に備えた治水対策や、住宅等の浸水対策、早期避難の体制構築が必要。 ②医療機関等の重要な都市機能については、浸水時の機能維持や、アクセスの確保、早期復旧への備え、要配慮者の安全な避難確保が必要。
東端部 （関川町等）	・ 3.0 m 未満の浸水想定 ・ 24 時間未満の浸水継続	・ 洪水浸水想定区域内に建物が多く、人口密度も 50 人/ha 以上となっていることから、洪水発生時には大きな被害が発生するおそれ ・ 1 階建ての建物も一定数立地しており、垂直避難に困難が生じるおそれ	③洪水に備えた治水対策や、住宅等の浸水対策、早期避難の体制構築が必要。
南東部 （新都市）	・ 3.0 m 未満の浸水想定 ・ 12 時間未満の浸水継続	・ 新都市では大型商業施設や佐野新都市行政サービスセンターが立地しており、洪水発生時には機能障害が発生するおそれ	④大型商業施設や佐野新都市行政サービスセンター等の都市機能については、浸水時の機能維持や、早期復旧の備え、帰宅困難者の受け入れが必要。
中央部 （佐野駅周辺や佐野駅北側）	・ 0.5m 未満の浸水想定	・ 避難所や市役所本庁舎が立地しており、洪水発生時に施設の機能障害やアクセスが困難になるおそれ	⑤市役所本庁舎等の重要な都市機能については、浸水時の機能維持や、アクセスの確保、早期復旧への備えが必要。また、浸水時の避難所の機能維持やアクセスの確保が必要。
居住誘導区域内 及び周辺	・ 地震	・ 地震発生による火災のおそれ ・ 地震発生による建物倒壊のおそれ ・ 地震発生による橋梁損傷・落橋のおそれ ・ 地震発生による緊急輸送道路の寸断のおそれ	⑩地震に備えた建物の耐震化、不燃化や空家除却等の対策が必要。 ⑪地震に備えた橋梁の耐震補強、落橋防止対策や段差解消等の対策が必要。

区域	災害リスク	問題	課題
	洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続）	- 道路、アンダーパスの水没によりバス、鉄道の運行に支障が生じるおそれ - 緊急輸送道路の水没による救援物資の搬送等への影響	⑫洪水発生時の人や物の緊急輸送も見据え、道路機能や交通機能維持や早期復旧への備えが必要。
居住誘導区域外	- 洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続） - 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流） - 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） - 地震	1 階建ての建物や人口密度が一定程度あり、垂直避難に困難が生じるおそれ - 医療施設や商業施設、要配慮者利用施設、避難所も立地しており、洪水時の機能障害やアクセス困難、孤立等のおそれ - 家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物は、洪水発生時に倒壊のおそれ - 土砂災害警戒区域内に建物が多く立地しており、土砂災害発生時の被害が大きくなるおそれ - 地震による大規模盛土造成地の法面崩壊のおそれ	⑥洪水に備えた治水対策や、居住誘導区域内への誘導を含む安全性の高い土地利用、早期避難の体制構築が必要。 ⑦医療施設等の重要な都市機能については、浸水時の機能維持や、アクセスの確保、早期復旧への備えが必要。また、浸水時の避難所の機能維持やアクセスの確保が必要。 ⑧土砂災害リスクのある区域では、急傾斜地対策等、総合的な土砂災害対策が必要。また、居住誘導区域内への誘導を含む安全性の高い土地利用、早期避難の体制構築が必要。 ⑨大規模盛土造成地等の危険調査及び監視等、安全性の高い土地利用の推進が必要。

佐野エリア・佐野新都市エリア

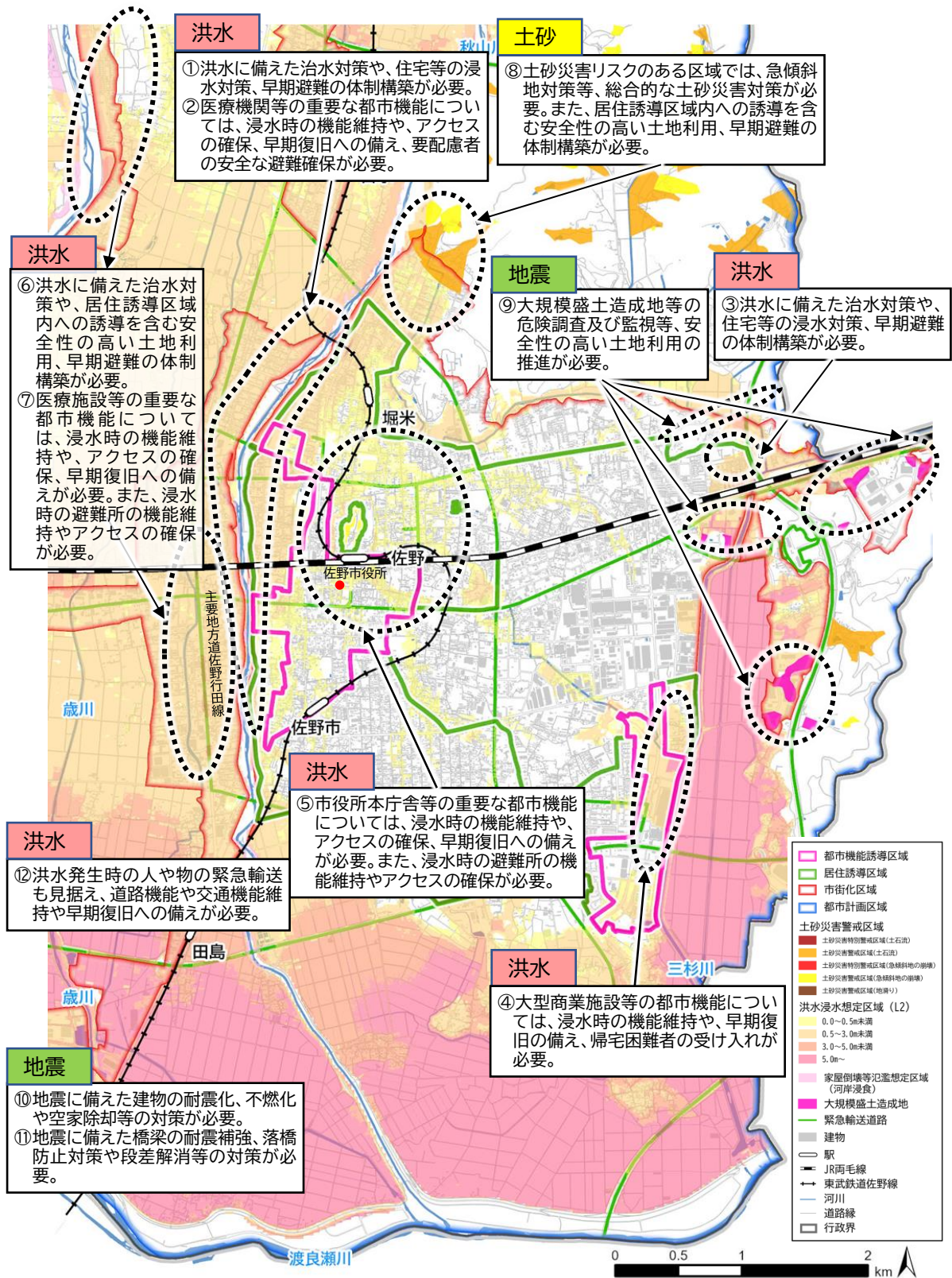


図 8-14 防災上の課題整理 (佐野エリア・佐野新都市エリア)

(2) 田沼エリア

居住誘導区域内外のリスクのある区域及び周辺について、災害リスクから見た問題と課題を下記のように整理しました。

表 8-6 居住誘導区域内外の災害リスクと課題

区域	災害リスク	問題	課題
居住誘導区域内の西部	・ 0.5m 未満の浸水想定 ・ (西端と南端の一部では 3m 未満) ・ 12 時間未満の浸水継続	・ 建物が多く、人口密度も 30～40 人/ha に達するが、1 階建ての建物が一定数立地しており、垂直避難が困難になるおそれ ・ 避難所や行政センター、商業施設、要配慮者利用施設等が立地しており、洪水発生時に機能障害やアクセスが困難になるおそれ	⑬洪水に備えた治水対策や、住宅等の浸水対策、早期避難の体制構築が必要。 ⑭行政センター等の重要な都市機能については、浸水時の機能維持やアクセスの確保、早期復旧への備えのほか、災害時の避難所の機能維持やアクセスの確保、要配慮者の安全な避難確保が必要。
居住誘導区域外	・ 洪水浸水想定区域(浸水深、浸水継続) ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域	・ 1 階建ての建物や人口密度が一定程度あり、垂直避難が困難になるおそれ ・ 洪水浸水想定区域に避難所が立地しており、洪水発生時に機能障害やアクセスが困難になるおそれ ・ 洪水浸水想定区域に商業施設や要配慮者利用施設が立地しており、機能障害やアクセスが困難になるおそれ ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に一定数の建物が立地しており、洪水発生時に建物倒壊のおそれ	⑮洪水に備えた治水対策や、居住誘導区域内への誘導を含む安全性の高い土地利用、早期避難の体制構築が必要。 ⑯災害時の避難所の機能維持やアクセスの確保が必要。 ⑰商業施設等の都市機能等については、浸水時の機能維持や、早期復旧の備え、要配慮者の安全な避難確保が必要。
居住誘導区域及びその周辺	・ 地震	・ 地震発生による火災のおそれ ・ 地震発生による建物倒壊のおそれ ・ 地震発生による橋梁損傷・落橋のおそれ ・ 地震発生による緊急輸送道路の寸断のおそれ	⑱地震に備えた建物の耐震化、不燃化や空家除却等の対策が必要。 ⑲地震に備えた橋梁の耐震補強、落橋防止対策や段差解消等の対策が必要。
	・ 洪水浸水想定区域(浸水深、浸水継続) ・ 土砂災害警戒区域	・ 道路の水没や土砂災害によりバス、鉄道の運行に支障が生じるおそれ ・ 緊急輸送道路の水没、土砂災害による救援物資の搬送等への影響	⑳水害時の人や物の緊急輸送も見据え、道路機能や交通機能維持や早期復旧への備えが必要。

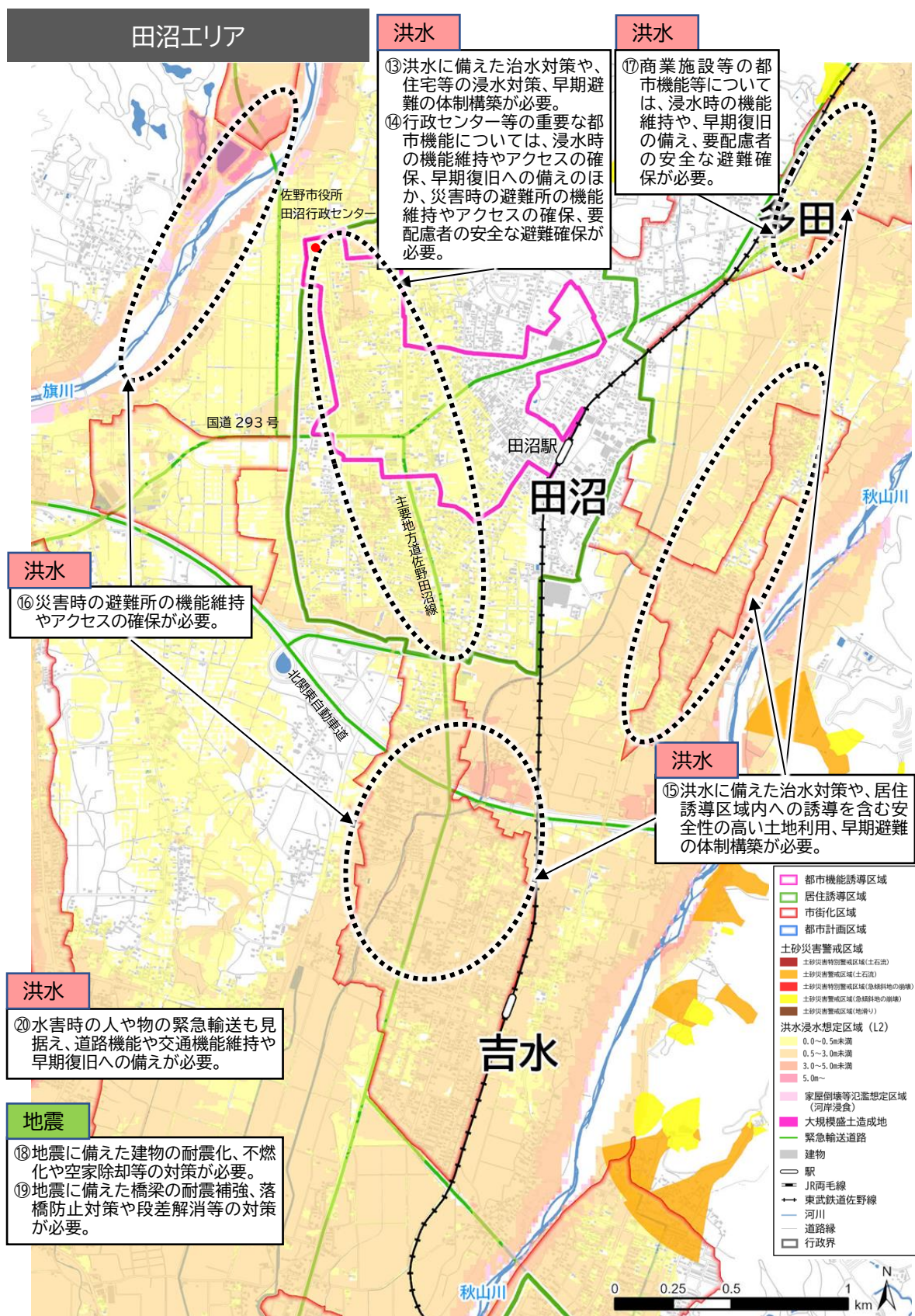


図 8-15 防災上の課題整理（田沼エリア）

(3) 葛生エリア

居住誘導区域内外のリスクのある区域及び周辺について、災害リスクから見た問題と課題を下記のように整理しました。

表 8-7 居住誘導区域内外の災害リスクと課題

区域	災害リスク	問題	課題
居住誘導区域 の南部	・ 3.0m未満の浸水想定 ・ 12時間未満の浸水継続	・ 建物が多く、人口密度も 20～40 人/ha に達するが、1 階建ての建物が一定数立地しており、垂直避難に困難が生じるおそれ ・ 避難所や行政センター、医療施設、商業施設、要配慮者利用施設が立地しており、洪水発生時に機能障害やアクセスが困難になるおそれ	⑳洪水に備えた治水対策や、住宅等の浸水対策、早期避難の体制構築が必要。 ㉑行政センター等の重要な都市機能の浸水時の機能維持や、アクセスの確保、早期復旧の備えのほか、災害時の避難所の機能維持やアクセスの確保、要配慮者の安全な避難確保が必要。
居住誘導区域外	・ 洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続） ・ 土砂災害警戒区域 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	・ 1 階建ての建物や人口密度が一定程度あり、垂直避難に困難が生じるおそれ ・ 土砂災害警戒区域内に多くの建物が立地しており、土砂災害発生時には大きな被害が生じるおそれ ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に一定数の建物が立地しており、洪水発生時には倒壊のおそれ	㉒洪水に備えた治水対策や、居住誘導区域内への誘導を含む安全性の高い土地利用の、早期避難の体制構築が必要。 ㉓土砂災害リスクのある区域では、急傾斜地対策等、総合的な土砂災害対策が必要。また、居住誘導区域内への誘導を含む安全性の高い土地利用、早期避難の体制構築が必要。
	・ 地震	・ 地震による大規模盛土造成地の法面崩壊のおそれ	㉔大規模盛土造成地等の危険調査及び監視等、安全性の高い土地利用の推進が必要。
居住誘導区域 及びその周辺	・ 地震	・ 地震発生による火災のおそれ ・ 地震発生による建物倒壊のおそれ ・ 地震発生による橋梁損傷・落橋のおそれ ・ 地震発生による緊急輸送道路の寸断のおそれ	㉕地震に備えた建物の耐震化、不燃化や空家除却等の対策が必要。 ㉖地震に備えた橋梁の耐震補強、落橋防止対策や段差解消等の対策が必要。
	・ 洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続） ・ 土砂災害警戒区域	・ 道路の水没や土砂災害によりバス、鉄道の運行に支障が生じるおそれ ・ 緊急輸送道路の水没、土砂災害による救援物資の搬送等への影響	㉗水害時の人や物の緊急輸送も見据え、道路機能や交通機能維持や早期復旧への備えが必要。

葛生エリア

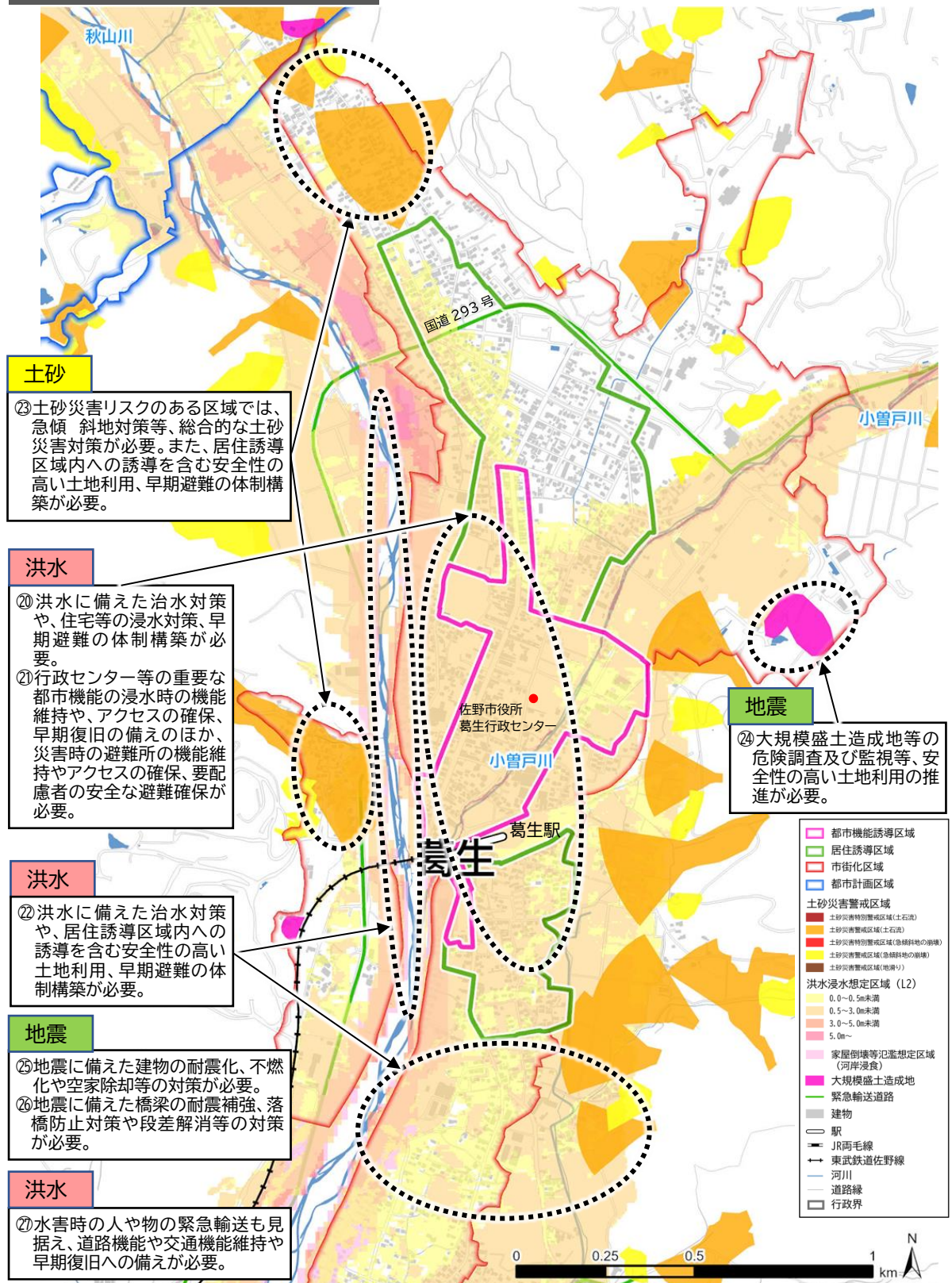


図 8-16 防災上の課題整理（葛生エリア）

8.5 立地適正化計画における防災まちづくりの取組

(1) 居住誘導区域の見直しの必要性

本市では、第6章に示したとおり、居住誘導区域の設定にあたって、災害リスクの高い箇所として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域のうち浸水深3.0m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食、氾濫流）を原則として除外しているため、一定の安全性が保たれる地域に居住誘導区域を設定している状況です。

一方で、洪水リスクについては3.0m以下の浸水については居住誘導区域内でも生じる可能性があり、実際に令和元年東日本台風では居住誘導区域内で浸水被害が生じました。また、地震については、佐野市直下の地震発生を仮定した場合は居住誘導区域の内外に関わらず建物の倒壊や火災のリスクがあります。

本市は市街地内を秋山川等の河川が流れている地形的条件の制約や、本市のみに留まらない広域的な地震リスクを抱えており、居住誘導区域からすべての災害リスクを除くことは困難です。前述のとおり、居住誘導区域の設定にあたっては災害リスクが比較的高い箇所については除外していること、及びこれまでの都市形成の経緯や人口、既存都市機能の分布等を鑑み、災害リスクの観点からの居住誘導区域の更なる見直しは行わず、現区域を引き続き維持することし、ハード、ソフトの防災まちづくりの取組により、居住誘導区域における災害に対する安全性を高めていきます。

(2) 防災指針の見直しの方向性

本市では防災指針策定後の約3年間、洪水浸水想定区域（L1・L2）、内水ハザード、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域などの最新ハザード情報の更新状況や、防災施設整備、避難路の確保、地区防災計画の策定状況、周知・訓練の実施状況などを継続的に確認してきました。

その結果、災害リスクの状況に大きな変化はないことが確認されました。また、避難路の整備や防災情報の周知や治水対策など、防災指針に基づく取組が段階的に進んでおり、居住誘導区域内の安全性向上に向けた対応は着実に進んでいる状況です。

以上のことから、防災指針を大きく変更すべき根拠は現時点で認められないと判断し、本格的には当初の防災指針の内容を維持する方針とします。今後も、防災・減災のためのハード・ソフト両面の取組を継続し、居住誘導区域における災害対応力の向上を図っていきます。

(3) 取組の方向性

都市マスでは、まちづくりの基本的な考え方の一つとして、「災害に強い市街地の形成と治水対策の推進」を位置づけています。このことと、災害リスク分析や課題を踏まえ、防災まちづくりの取組の方向性を以下に示します。

居住誘導区域内においては、以下で示す方向性や次ページ以降の具体的な取組により、安全性の高い土地利用を図っていきます。

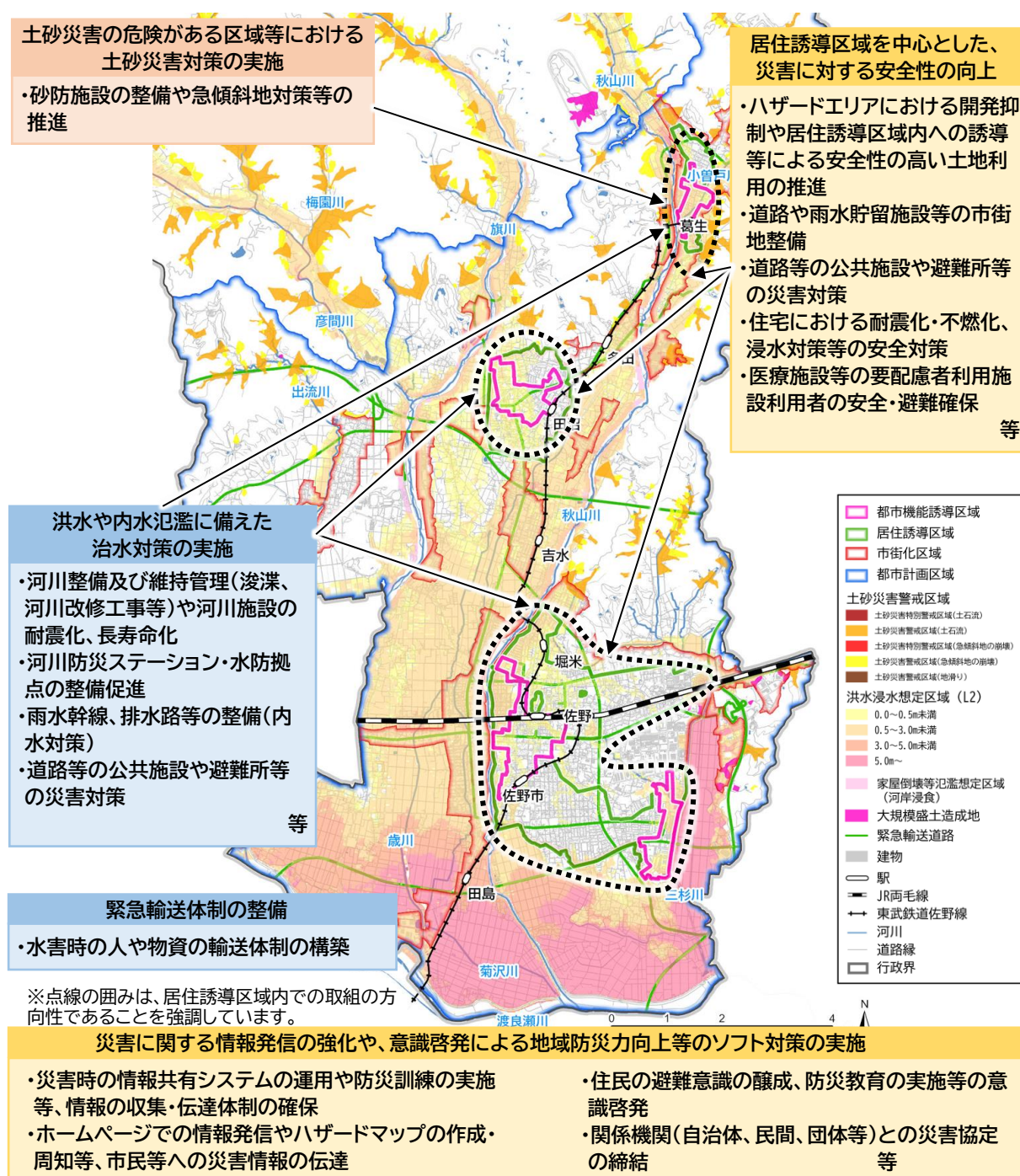


図 8-17 取組の方向性

(4) 取組目標、取組方針

取組の方向性を踏まえて、取組目標と取組方針を以下に示します。

表 8-8 取組目標、取組方針の一覧 (1/2)

取組目標	取組方針
A. 安全性の高い土地利用の推進 - 居住誘導区域での居住人口や都市機能施設の維持・増加を目指します。 - 安全性の高い居住誘導区域の実現を目指します。 - ハザードエリアへの居住や都市機能の立地の抑制を図ります。	- ハザードエリアにおける開発抑制及び居住誘導区域への移転の促進や、都市機能誘導施設の移転を促進します。 - 居住誘導区域における宅地の嵩上げ等の促進や、地区計画による地区レベルでの防災力の向上を図ります。 - 立地適正化計画の運用により、安全性の高い土地利用を推進します。
B. 市街地整備の推進 - 安全性の高い市街地の形成を図ります。 - 将来のまちづくりを踏まえた道路網の構築を図ります。	- 道路拡幅や雨水貯留施設等の市街地整備を推進します。 - 都市計画道路網の見直し等を行います。
C. 公共施設、インフラ等の災害対策 - 災害時でもライフラインや電源及び無線設備等が利用可能な状態を目指します。 - 道路等の公共施設や避難所の災害対応力の向上を図ります。	- ライフラインの災害対応力を強化するほか、電源及び無線設備等の確保を図ります。 - 道路等の公共施設や避難所の災害対策を推進します。
D. 流域治水 - 河川の整備等により、水害リスクの低減を図ります。 - 災害予測や災害発生時の対応力の強化を図ります。 - 内水氾濫の発生の抑制等、市街地における水害による被害軽減を図ります。 - 流域治水の取組方針と連携を図ります。	- 河川の整備及び維持管理（浚渫、河川改修工事等）を推進するとともに、施設の耐震化、長寿命化を推進します。 - 河川防災ステーション・水防拠点の整備を促進するとともに、観測機器や通信経路等の充実により河川監視と適切な河川管理を図ります。 - 内水氾濫の発生を防ぐ排水路や下水道の整備を推進します。 - 流域治水の取組方針と連携を図りながら、各種事業を推進します。
E. 土砂災害対策 土砂災害の発生防止を図ります。	急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策を推進します。
F. 住宅・建築物等の安全対策 - 住宅・建築物等の地震に対する安全性の向上を図ります。 - 特定空家等の除却により、周辺の住環境の安全性の向上を図ります。	- 建築物の耐震診断等の地震対策の支援を図ります。また、建物の不燃化を促進します。 - 特定空家等の除却を推進します。

表 8-9 取組目標、取組方針の一覧 (2/2)

取組目標	取組方針
G. 情報の収集・伝達体制の確保 ・災害時における情報の収集や伝達体制の円滑化を図ります。 ・水害発生時の適切な避難誘導を図ります。 ・災害発生時における迅速な応急・復旧対応の実施を図ります。	・デジタル技術を生かした災害時の情報共有システムの運用や関係機関等との訓練の実施、タイムライン（防災行動計画）の整備を図ります。 ・水害発生時の適切な避難に向け、事前の水害リスク評価や、水害リスク情報の共有を図ります。 ・関係機関（自治体、民間、団体等）との災害協定の締結により、官民連携による災害時の体制づくりを推進します。
H. 緊急輸送体制の整備 ・水害時でも人や物資の輸送が行える体制の構築を図ります。	・水害時の人や物資の輸送体制の構築を図ります。
I. 医療、福祉・介護等との連携強化 ・医療、福祉・介護施設等の利用者の安全や避難体制の確保を図ります。	・医療、福祉・介護等との連携を図りながら、各種事業を推進します。
J. 市民等への災害情報の伝達 ・市民等への災害情報の確実な伝達を図ります。	・防災行政無線の適切な保守やホームページでの情報発信、ハザードマップ（デジタルハザードマップを含む）の整備、周知により、市民等へ災害情報を発信します。
K. 意識啓発等による地域防災力の向上 ・発災時の地域での災害対応力の強化や市民等の防災意識の向上を図ります。 ・早期避難の体制構築を図ります。	・消防団活動等の活性化や防災意識の醸成、防災教育等の実施を図ります。 ・地域特有の災害リスクに応じた早期避難体制を構築するため、地区防災計画の策定を推進します。

(5) 具体的な取組内容・スケジュール

主に居住誘導区域における災害リスクの回避や低減を目的とし、市民や事業者の協力のもと、継続的に行うものや今後新規に取組むものも含めて、以下の具体的な取組を行うこととします。

表 8-10 防災指針に基づく具体的な取組（1/2）

取組方針		具体的な取組内容	分類	実施（関係）主体	取組時期			実施状況
					～R7 (2025)	～R12 (2030)	～R20 (2038)	
A	安全性の高い土地利用の推進	ハザードエリアにおける開発抑制	ソフト	市（都市計画課）				実施中
		居住誘導区域内の宅地の嵩上げ等の促進	ハード	市（都市計画課）				検討中
		安全性の高い居住誘導区域内への誘導	ソフト	市（都市計画課）				検討中
B	市街地整備の推進	都市再生整備計画に基づく事業の推進	ハード	市（都市計画課）				検討中
		学校や公園からの雨水流出抑制対策の推進	ハード	市（都市整備課、学校管理課）				検討中
		住宅からの雨水流出抑制対策の推進	ハード	市（建築住宅課、建築指導課、下水道課）、市民、事業者				検討中
		道路拡幅及び無電柱化の推進	ハード	県、市（都市整備課、道路河川課、建築指導課）、事業者				実施中
		道路、橋梁等の整備及び維持管理	ハード	県、市（道路河川課）				実施中
		土地区画整理事業の推進	ハード	市（都市整備課）、市民、事業者				実施中
		将来のまちづくりを踏まえた道路網の検討	ソフト	市（交通政策課）				（新規位置付け）
C	公共施設、インフラ等の災害対策	庁舎及び市有施設の浸水対策や適正な維持管理	ハード	市（財産マネジメント課、行政センター、行政経営課、消防本部総務課）				実施中
		電源及び無線設備等の確保やライフラインの災害対応力の強化	ハード ソフト	市（財産マネジメント課、危機管理課）、事業者				実施中
		災害時の代替交通手段の確保	ソフト	市（危機管理課、交通政策課）、事業者				実施中
		アンダーパスの冠水対策（進入防止対策、排水機能強化等）	ハード	県・市（道路河川課）				実施中
		緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保	ハード	国、県、市（道路河川課）				実施中
		災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保	ソフト	市（危機管理課）				実施中
		道路の冠水対策の推進	ハード	県、市（道路河川課、下水道課）				実施中
		緊急輸送道路上の橋梁耐震化検討	ハード	国、県、市（道路河川課）				（新規位置付け）
D	流域治水 （治水対策から名称変更）	河川施設の耐震化、長寿命化の推進	ハード	国、県、市（道路河川課、農政課）				実施中
		水門や排水機場等の維持管理	ハード	国、県、市（下水道課、道路河川課、農政課）、事業者				実施中
		河川整備及び維持管理（浚渫、河川改修工事等）※農業用水路は除く	ハード	国、県、市（道路河川課、下水道課）				実施中
		河川防災ステーション・水防拠点の整備促進	ハード	国、県				検討中
		河川監視と適切な河川管理	ソフト	国、県、市（道路河川課）				実施中
		雨水幹線、排水路等の整備（内水対策）の推進	ハード	市（道路河川課、下水道課、都市計画課）、事業者				実施中
		田んぼダムの整備、ため池などの治水活用	ハード	市（農政課）				（新規位置付け）
		開発行為に対する雨水流出抑制の適切な指導	ソフト	市（都市計画課）				（新規位置付け）

ハード：土木、建築の構造物の整備や維持等に係るもの
 ソフト：情報発信や訓練、意識醸成等のほか、居住誘導・開発抑制等の施策
 ※実施（関係）主体の事業者とは、民間事業者を指す
 ※河川施設：堤防、水門、排水機場等。排水路：排水を主目的とする水路

表 8-11 防災指針に基づく具体的な取組 (2/2)

取組方針	具体的な取組内容	分類	実施(関係)主体	取組時期			実施状況
				～R7 (2025)	～R12 (2030)	～R20 (2038)	
E	土砂災害対策	砂防施設の整備の推進 急傾斜地対策の推進	ハード 県				実施中
F	住宅・建築物等の安全対策	主に建物密集地における建物の耐震化、不燃化の促進	ハード 市(都市計画課、建築住宅課、建築指導課)				実施中
		住宅・建築物等の安全対策の促進(浸水、河岸浸食、氾濫流、土砂災害、液状化等)	ハード 市(建築住宅課、建築指導課)				実施中
		木造家屋耐震診断補助、耐震改修費補助制度の利用促進	ソフト 市(建築住宅課、建築指導課)				実施中
		特定空家等除却補助の利用促進	ソフト 市(建築住宅課)				実施中
G	情報の収集・伝達体制の確保	関係機関や団体等と連携した防災訓練の実施	ソフト 市(危機管理課)、市民、事業者				実施中
		水害リスク評価、水害リスク情報の共有	ソフト 国、県、市(危機管理課、道路河川課)				実施中
		タイムライン(防災行動計画)の整備	ソフト 国、県、市(危機管理課)				実施済
		関係機関(自治体、民間、団体等)との災害協定の締結等の官民連携による災害時の体制づくり	ソフト 市(危機管理課)、事業者				実施中
H	緊急輸送体制の整備	水害時の人や物資の輸送体制の構築	ソフト 市(都市計画課、交通政策課、危機管理課、産業政策課、文化推進課、財産マネジメント課、観光推進課、スポーツ推進課)				実施中
I	医療、福祉・介護等との連携強化	医療施設の浸水対策(医療施設の機能障害時の連携の促進等)	ソフト 事業者、市(健康増進課)				実施中
		高齢者施設等の浸水対策(避難確保等)	ソフト 市(社会福祉課、障がい福祉課、いきいき高齢課、介護保険課)、事業者				実施中
		要配慮者利用施設(医療施設、高齢者施設以外)の浸水対策(避難確保・連絡体制構築等)	ソフト 市(こども政策課、保育課、学校管理課)、事業者				実施中
J	市民等への災害情報の伝達	市民等への災害情報発信	ソフト 市(広報ブランド推進課、行政改革・DX推進課、危機管理課)				実施中
		ハザードマップ(デジタルハザードマップを含む)の更新、周知	ソフト 市(広報ブランド推進課、行政改革・DX推進課、危機管理課)				実施中
		内水ハザードマップの周知(内水ハザードマップ令和7年度末公表)	ソフト 市(広報ブランド推進課、危機管理課、下水道課)				実施中
		防災メールの登録の推進	ソフト 市(危機管理課)				実施中
K	意識啓発等による地域防災力の向上	市民等の避難意識の醸成、防災教育の実施	ソフト 市(危機管理課)、市民、事業者				実施中
		消防団活動の活性化や分団の再編により、災害即応体制の強化を図るとともに、市民を対象とした防災訓練等を充実させることで、防災意識の醸成を図る※1	ソフト 市(消防本部総務課)、市民				実施中
		佐野市水防計画に基づく地域防災力・情報発信の強化※1	ソフト 市(危機管理課)、市民、事業者				実施中
		町会単位での自主防災組織設立の促進※1	ソフト 市(危機管理課)、市民				実施中
		地区防災計画策定の推進	ソフト 市(危機管理課)、市民				(新規位置付け)

ハード：土木、建築の構造物の整備や維持等に係るもの

ソフト：情報発信や訓練、意識醸成等のほか、居住誘導・開発抑制等の施策

※実施(関係)主体の事業者とは、民間事業者を指す

※河川施設：堤防、水門、排水機場等 排水路：排水を主目的とする水路

※1：追加施策。すでに実施や検討している施策のため、実施状況に「実施中」と記載。